

令和8年4月版「経営事項審査申請の手引き」の変更点

○全体に関する事項

- ・ ページ数の増減により、全体のページ数、参照先のページを変更。
- ・ 文字のフォントや段落、行の間隔を調整。

○主な変更事項

目次（追加・修正）

- ・ (旧) 令和7年4月 ⇒ (新) 令和8年4月

資料編を追加

P 6（修正）：6. 虚偽の申請者への罰則規定及び行政処分
懲役を拘禁刑に修正

P 8（追記・修正）

なお、行政書士でない者がいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁止されています。 下線部を追記

P 9（追記・修正）：郵送および窓口での書類の事前預かり

なお、主たる営業所の所在地を管轄する事務所以外の会場で郵送により経営事項審査を受審した場合は、受審した会場を管轄する建設事務所の受付印で封印された封筒が送付されますので、開封せずに主たる営業所の所在地を管轄する事務所へ持参してください。 を追記

事前預かりの締切日について、前々日までから3開庁日前まで に修正

予約日直前には混み合いますので、余裕を持っての提出にご協力ください。 を追記

○確認書類について

（工事名を記載した工事のみで3件に満たない場合で、その他工事がある場合は、その他工事を含めます。）を

（工事名を記載した工事のみで3件に満たない場合で、その他工事がある場合は、3件分になるよう、その他工事のうちのどれかの工事書類が必要です。） に修正

P 1 0（追記）：当日の審査について

審査件数の増加に伴い、午前中で予約を頂いた方であっても、審査完了が午後になることもございます。また、補正対応等により、お預かりした書類一式を当日中に返却できない場合もございますので予めご了承下さい。 を追記

P 1 3（追記）：提出書類 No. 20 「資本性借入金」該当証明書

公認会計士・税理士等による「資本性借入金」該当証明書

※項番 17「自己資本額」において、資本性借入金のうち自己資本とみなす金額を加算した自己資本額を

記載した場合に必要

(摘要欄)

平成 20 年国土交通省告示 85 号「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」第一の四 5 (二)イに規定する公認会計士等が証明した証明書 (資本性借入金を自己資本に加算した場合のみ必要) 下線部を追記

※ 4 様式第 5 号の提出について

提出不要を提出任意に変更

P 1 4 (追記・修正・削除) : 確認書類 No. 4 変更等届出書 (本人控) 摘要欄

変更のあった場合のみ必要※新規許可又は直近の更新以降にあった変更にかかるもの全て 下線部を追記

確認書類 No. 8 源泉徴収簿及び貸金台帳

項目を削除

確認書類 No. 9 技術職員、技能者及び公認会計士等の雇用が確認できる書類

項番を No. 8 に修正。

審査基準日以前 6 ヶ月を超える雇用 (ただし、項番 6 1 「公認会計士等の数」及び項番 6 2 「二級登録経理試験合格者等の数」に計上する者については、審査基準日時点の雇用) が確認できる書類

(「1」及び「2」両方の書類の持参が必要です。)

1. 雇用保険事業所別被保険者台帳 (基準日以降に発行されたもの) 又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

(出向者については、審査基準日以前 6 ヶ月を超える出向契約書又は出向協定書)

2. 申請時直近の標準報酬月額決定通知書 (健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書)

(ただし、掲載されていない 70 歳以上 75 歳未満被用者に該当する場合は、『厚生年金保険 70 歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ』)

※上記の書類で確認できない場合は、「源泉徴収簿」及び「貸金台帳」や、「履歴事項全部証明書」等の雇用が確認できる資料が必要です。

※紛失した場合は、再発行可能かご確認願います。

摘要欄の説明書きについて修正

P 1 4 ~ 1 7 (修正) : 確認書類 No

上記修正に伴い、番号の繰り上げ

P 1 7 (追記) : (表 4) 確認書類一覧表

No. 19 完成工事高に計上した工事の契約関係書類の工事契約書等の書類について、「該当の工事経歴書記載上から 3 件分」に (その他〇件として記載したのも含む) 下線部を追記

P 1 8 (修正) : 注 5)

雇用保険事業所別被保険者台帳については審査基準日以降に取得したものがが必要です。
前回の経営事項審査において記載されていない法人役員を新たに記載する場合には、役員就任変更届、履歴事項全部証明書等、審査基準日以前6か月を超える在任期間が確認できる書類を提示してください。

●法人役員については下記①及び②

①前年経審申請書の「技術職員名簿」(記載確認できない場合は役員就任日が確認できる書類)

②法人税確定申告書の勘定科目内訳明細書「⑭役員給与等の内訳書」(常勤として記載されていること)

●個人事業主及び事業専従者については所得税確定申告書の「第一表」「第二表」

●従業員については雇用保険事業所別被保険者台帳(基準日以降に発行されたもの)または雇用保険資格取得等確認通知書の「資格取得年月日」により審査基準日以前6ヶ月を超える雇用を確認します。

また、賃金額については

●法人の従業員→標準報酬決定通知「標準報酬月額」(申請時直近のもの)

●個人事業主の従業員→所得税確定申告書「給与賃金の内訳」

により確認を行います。 下線部のように記載変更

注6) 実務経験を必要とする有資格区分コードで申請する全ての者の に記載を変更

P 1 9 (追記) : 注 1 3)

自ら所有していることを証する書類は、売買契約書、譲渡証明書、売買証明書のほか、注文書及び注文請書、注文書及び領収書、自動車検査証記録事項(※)(審査基準日において有効なもの(審査基準日後に発行されたものは不可)等、所有者・対象となる車両が特定できる型番等・車両の引渡日などが確認できる書類が必要です。 下線部を追記

P 2 0 (追記) : 注 1 5) 【その他資料の提示を求めるもの】

※審査基準日以降に記録事項の記載内容の変更が生じる場合、必ず変更前の自動車検査証記録事項を保管しておいてください を追記

P 2 1 (追記) : (注 1 7) 【その他資料の提示を求めるもの】

※建設工事の契約書が電子契約である場合、契約書(工事名、契約額、契約者名などの記載された書類)及び締結(合意)証明書など電子契約を締結したことがわかるものを提示してください。 を追記

P 2 3 (修正) (表 5) 三重県知事許可業者用提出書類チェック表

確認書類 8 の書類名、それ以後の番号を修正

P 2 9 (修正) (3) 技術職員数 (項番 1 9) エ

最低賃金要件を 他の職員と比較し、著しく低い賃金であるなど、常勤性に疑義のある者(目安は月額10万円程度) に変更

P 3 0 (修正) 恒常的な雇用関係の期間計算の表
年を修正

P 4 9 (修正) <監理技術者講習の有効期間の考え方>
図表を見やすくしました。

P 5 0 (修正) (3) 技術職員名簿 イ
新規に採用された(6ヶ月雇用を充足した)場合の書類例を修正

P 5 6 (追記) (3) 建設業の営業継続の状況について イ
イ 営業休止又は許可切れの沿革を有するものは、カラム右の表に明記し、当該期間を営業年数から控除して記載してください。法人成りの場合、個人事業の廃業日から法人の許可日までは当該期間を営業年数から控除して記載してください。 下線部を追記

P 6 8～7 0 (修正) : 図表
ぼやけていた画像を修正しました

P 7 3 (修正) : 様式第4号 記入例 5
常勤性の確認資料 No.9 を削除

P 7 6 (修正) : 様式第5号 記入例 吹き出し
確認資料の参照先 「(表4)確認書類一覧表」 No.18 から No.17 に変更

P 8 5～8 7, 9 2, 9 3 (修正) : 記載要領
画像として掲載されていた記載要領部分を入力したものに修正

P 7 2, 1 0 2, 1 2 7 (修正) : 告示別表第十八
・ CPD 認定団体名が誤っていたため修正
(公益社団法人日本技士会→公益社団法人日本技術士会)

P 1 0 7 (修正) : (表8) 登録経営状況分析機関一覧
・ (株) 経営状況分析センターの電話番号が誤っていたため修正
(03-6685-1068→03-6685-1008)

P 1 3 3以後 (追加) : 資料編
手引き内で HP で掲載の～と書かれていたり、制度について補足説明している HP 掲載文書を資料編として別途掲載